

告 示

埼玉県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	町田 好一郎	埼玉県羽生市大字上手子林四百九十六番地
監事	関根 文男	同 同 下手子林二千四百五十四番地一